

三原市国際交流員の派遣等に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市民又は市内の団体が実施する国際交流活動等に対して、市が国際交流員を派遣又は国際交流員による翻訳（以下「派遣等」という。）を許可する場合の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 派遣等を許可する活動は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 主に市内に在住、通勤、通学又は通園する者を対象に行う活動であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 地域の国際交流活動
- イ 異文化理解のための活動
- ウ 教育機関における特別活動及び課外活動
- エ その他市長が特に認める活動

(2) おおむね10人以上の参加者を見込んで実施される活動であること。

(3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがある活動でないこと。

(4) 政治、宗教又は営利を目的として実施される活動でないこと。

(派遣場所及び日時)

第3条 国際交流員を派遣する区域は、市内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 国際交流員の派遣は、三原市国際交流員任用規則（令和3年三原市規則第37号）第10条の規定による勤務時間の割り振りが行われた時間において行うものとし、1回の派遣時間は、2時間までとする（移動時間を除く）。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(派遣等の申請)

第4条 派遣等を受けようとする市民又は市内の団体（以下「申請者」という。）は、派遣等を希望する日の1月前までに、派遣の場合にあつては三原市国際交流員派遣申請書（様式第1号）を、翻訳の場合にあつては翻訳依頼書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 休日及び勤務時間外の派遣を受けようとする申請者は、申請書の提出より先に市と協議しなければならない。

(派遣等の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請又は依頼があつたときは、その内容、国際交流員の業務予定等を勘案して派遣等の可否を決定し、国際交流員派遣等決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 国際交流員に対する謝礼等は、不要とする。

2 活動の実施に係る会場の準備、材料等に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(会場までの送迎)

第7条 会場までの送迎が必要な場合については、申請者が対応するものとする。

(派遣等の取消し)

第8条 市長は、第5条の決定通知を受けた申請者が、申請と異なる活動を行ったとき又は派遣等の目的を達成することができないと認めるときは、派遣等を取り消し、又は中断することができる。

(実績報告)

第9条 国際交流員の派遣を受けた申請者は、派遣完了後14日以内に、三原市国際交流員派遣実績報告書（様式第4号）を市に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、国際交流員の派遣等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月17日から施行する。